

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会  
永年勤続表彰規程

(趣旨)

第1条 民生委員児童委員として、永年にわたり、地域福祉の向上発展に寄与されその功績顕著な者にたいして表彰するものとする。

(表彰者)

第2条 公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会会長

(表彰の対象)

第3条 本会会長が表彰する者は、つぎの各号に定めるいずれかに該当し、市町村民生委員児童委員会長から推薦のあった者を対象とする。

- (1) 現在民生委員児童委員の職にあって、在任期間が通算9年以上の者
- (2) 民生委員児童委員として在任期間が通算9年以上で退任した者

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、原則として次のとおりとする。

- (1) 前条第1号該当者は、千葉県民生委員児童委員大会において行なう。
- (2) 前条第2号該当者は、その都度これを行なう。

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年5月15日から施行する。

平成4年5月21日 一部改正。

この規程は、公益財団法人への移行認定に伴い、平成25年4月1日より施行する。